## 6 行政処分、民事紛争及び刑事手続との関係

また、併せて、以下の点についても検討していく。

- ① 調査組織の調査報告書において医療従事者の過失責任の可能性等が指摘されている場合の国による迅速な行政処分との関係
- ② 調査報告書の活用や当事者間の対話の促進等による、当事者間や第三者を介した形での民事紛争(裁判を含む)の解決の仕組み
- ③ 刑事訴追の可能性がある場合における調査結果の取扱い等、刑事手続との 関係(航空・鉄道事故調査委員会と捜査機関との関係も参考になる)

## 【行政処分と民事責任・刑事処分との関係】

- a) 行政処分・民事責任・刑事処分の対象となる事例について、そのバランスを見直 す必要がある。
- b) 医療界には、自ら医療従事者の処分を行う仕組みが十分整備されていない。刑事 処分の対象になっているような者をはじめとして、未熟な医療従事者を医療界 (学会・職能団体) でどのように処分 (専門医認定の一時停止等) や教育をして いくのか、その方策を考える必要がある。
- c) まずは、学会・職能団体における処分や行政処分が適切に行われる仕組みが整備 されることが重要であり、これらが適切に機能すれば、それに加えて刑事処分ま で必要となることは少なくなるだろう。
- d) 行政処分や損害賠償責任等を基本とし、より限定的に刑事処分が行われるという 方向が望ましい。
- e) 医療事故が起きた際、医療従事者は遺族と向き合おうとしない傾向があった。このため、遺族としては仕方なく刑事司法に訴えてきた。医療従事者が遺族と向き合い、事実を認めた上で、行政処分や学会・職能団体における処分が適切に行われるならば、刑事処分が行われなくとも遺族は納得できるだろう。

## 【行政処分の在り方】

- a) 行政処分が刑事処分に連動しているという現在の在り方は非常に不自然であり、 不起訴になると行政処分がなく、再教育を受ける機会もない。行政当局が自らの 判断で行政処分を行うべきである。
- b) 調査報告書は、行政処分において活用することも可能とすべきである。
- c) 現在の行政処分は個人に対する処分のみであるため、例えば、医療機関に対する 指導改善処分等、システムエラーに対応する行政処分の在り方を十分に検討する